

令和4年度福島県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症  
への対応について

このことについては、「令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の「第5 その他 1 新型コロナウイルス感染症への対応について」において、適切な時期に周知するとしていたところであり、下記のとおり対応する。

記

1 対応の趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、入学者選抜実施上の留意事項等を定めた。

2 高等学校入学者選抜を受験できる者、受験できない者の定義

文部科学省の通知を踏まえるとともに、大学入学共通テストの新型コロナウイルス感染症予防対策に準じて、受験できる者と受験できない者を次のように定義にする。

受験できる者 (以下のいずれかに該当する者)	受験できない者 (以下のいずれかに該当する者)
① 新型コロナウイルス感染症に感染し、本検査、追検査等、後期選抜、新型コロナウイルス感染症対応選抜の各選抜の前日までに退院基準・解除基準を満たす者 ② 無症状の濃厚接触者で、以下の要件をすべて満たす者 ・初期スクリーニングが陰性 ・受験当日も無症状 ・公共交通機関を利用せずに試験場に到着できる ③ 「健康状態チェックリスト」※1のA欄で「はい」に該当しない、かつB欄の「はい」に該当する項目が1つ以下の者	① 新型コロナウイルス感染症に感染し、本検査、追検査等、後期選抜、新型コロナウイルス感染症対応選抜の各選抜の前日までに退院基準・解除基準を満たさない者 ② 濃厚接触者で症状がある者 ③ 無症状の濃厚接触者で、初期スクリーニング検査結果が判明していない者 ④ 無症状の濃厚接触者で、公共交通機関を利用せずに試験場に到着できない者 ⑤ 「健康状態チェックリスト」の結果で試験を受けることができない者

◎ ワクチン接種による体調不良者は、「健康状態チェックリスト」において受験できる条件を満たせば、「受験できる者」とするが、前期選抜、連携型・一般選抜及び外国人生徒等に係る特別枠選抜においては、受験生本人の申し出により追検査等を受験することができることとする。

ワクチン接種による体調不良者が、追検査等での受験を申し出る場合、中学校長は事前に志願先高等学校長へ連絡する。

【退院基準・解除基準】（判断は医師又は保健所が行う）

(1) 有症状者の場合

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ②症状軽快後24時間経過した後、PCR検査又は抗原定量検査で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

(2) 無症状病原体保有者の場合

- ①検体採取日から10日間経過した場合、退院可能とする。
- ②検体採取日から6日間経過後、PCR検査又は抗原定量検査で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

（「新型コロナウイルス感染症診療の手引き 第6.0版」（令和3年11月2日厚生労働省発行）の退院基準・解除基準）

#### ※1 「健康状態チェックリスト」（別紙1）について

- ・ 受験生は検温の結果と該当箇所にチェックをした「健康状態チェックリスト」を受験日ごとに持参し、志願先高等学校の受付に提出する。
- ・ 受験生は試験日の7日前から、朝などに体温測定を行い、体調の変化の有無を確認する。
- ・ 試験日の2週間前から発熱・咳等の症状が継続している受験生は、あらかじめ医療機関で受診する。

次のうちのいずれかに当てはまる受験生については、中学校長は事前に志願先高等学校長に連絡する。ただし、連絡内容に変化があった場合、その都度志願先高等学校長に連絡する。受験当日の朝まで連絡は可能とする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「受験できない者」となった者（上記「受験できない者」に該当する者）
- ・ 受験可能な濃厚接触者
- ・ 発熱・咳等の症状があるが、受験可能となる者
- ・ ワクチン接種による体調不良者
- ・ マスク着用が困難である者

なお、実施要綱のとおり、インフルエンザ等学校感染症罹患者についても、中学校長は事前に志願先高等学校長に連絡する。

#### 3 前期選抜、連携型・一般選抜及び外国人生徒等に係る特別枠選抜において「受験できない者」となった受験生への対応

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「受験できない者」となった受験生は、3月9日（水）、10日（木）に実施する追検査等を受験することができる。手続きは、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願（実施要綱57ページ「様式共通14号」）の追検査等受験願提出理由の欄に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由<sup>※2</sup>を記入し、3月7日（月）午後4時までに志願先高等学校長へ提出する。その場合、中学校長は、事前に志願先高等学校長に連絡する。

追検査等においても「受験できない者」となった場合は、実施要綱に定めたところにより、新型コロナウイルス感染症対応選抜を受験することができる<sup>※3</sup>。（併せて、「新型コロナウイルス感染症への対応の流れ（フローチャート）」（別紙2）を参照すること。）

※2 追検査等受験願提出理由の欄への新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「受験できない者」とされた理由の記載例

- 前期選抜当日に、濃厚接触者で症状があったため
- 連携型選抜で、「健康状態チェックリスト」が受験できる条件を満たさなかったため

※3 新型コロナウイルス感染症対応選抜を受験することとなった者の、追検査等受験願提出理由の欄への新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「受験できない者」とされた理由の記載例

＜新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程＞

- 前期選抜及び追検査等を、前日までに退院基準・解除基準を満たさなかったため
- 連携型選抜及び追検査等を、無症状の濃厚接触者であったが、初期スクリーニング検査結果が判明していなかったため

＜新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程＞

- 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程が不合格だったため
- 新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程を、無症状の濃厚接触者であったが、公共交通機関を利用せずに試験場に到着できなかったため
- 後期選抜で、「健康状態チェックリスト」が受験できる条件を満たさなかったため

4 新型コロナウイルス感染症に対応した入学者選抜実施上の留意事項

新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施について、高等学校における事前の準備や検査当日の対応などについて、次のとおりとする。

(1) 事前の準備

① 別室の確保

- ア 「発熱・咳等の症状があるが、受験可能となる者」並びに「ワクチン接種による体調不良者」の別室と、「受験可能な濃厚接触者」の別室は分けることが望ましいが、各高等学校の状況によっては同じ別室とすることも可能とする。
- イ 別室まで他の受験生と接触しない動線を確保する。
- ウ 上記の別室とは別に「インフルエンザ罹患患者」の別室を確保する。

- ◎ 「基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障がい等のある者」についての別室は、可能であれば上記ア、ウとは別に確保する。

② 受験場の座席間の距離の確保

- ア 本検査受験場では、1メートル程度の間隔を確保する。
- イ 別室では、概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行う。

③ 試験監督者等の体調管理

- ア 試験監督等が可能かどうか判断するために、試験監督者等には試験日の7日前から朝などに体温測定を実施し、体調の変化の有無を確認する。

## (2) 検査当日の対応

### ① 受付

ア 受付では「健康状態チェックリスト」の提出を求め、記載を確認する。チェックリストを忘れた受験生へは、受付で検温及びチェックリストへの記入を行わせ、当該高等学校の職員が内容を確認の上、確認者として署名する。

なお、この場合、当該高等学校長は当該中学校長へ連絡する。

イ 上記アで異常がある場合又は本人の申出により発熱・咳等の症状がある場合、以下の対応等を指示する。

(ア) 「健康状態チェックリスト」の A 欄で「はい」が1項目以上又は B 欄で「はい」が2項目以上該当するため「受験できない者」である受験生が受付へ来た場合は、追検査等受験申請の指示をするとともに、当該高等学校長は当該中学校長をとおして保護者等が迎えに来るよう依頼する。

(イ) 「健康状態チェックリスト」の A 欄で「はい」に該当しないかつ B 欄で「はい」に該当する項目が1つの場合は、別室での受験を指示する。

### ② 検査実施時

ア 各学力検査の開始前に発熱・咳等の症状の有無を試験監督者が確認する。

イ 学力検査の開始前又は途中で体調不良を申し出た受験生へは、保健室に移動させた上で検温及び「健康状態チェックリスト」の記入を行わせ、当該高等学校の職員が内容を確認の上、確認者として署名する。

受験できない状態になった場合は試験を中止し、未受験<sup>※4</sup>の教科、面接等については、追検査等受験申請の指示をするとともに、当該高等学校長は当該中学校長をとおして保護者等が迎えに来るよう依頼する。

受験できる状態の場合は、受験場又は別室で受験を継続する。

ただし、インフルエンザ等学校感染症罹患者が本検査の学力検査を1教科でも受験した場合は、追検査等の学力検査を受験できない。(実施要綱12ページ「(4) その他」。)

ウ 学力検査が1教科終了するごとに、窓やドアを開放するなど、換気を十分に行うこと。

※4 各学力検査開始のチャイムが鳴った際に受験生が受験場で着席していれば、その教科を「受験した」こととなる。

### ③ 受験上の注意事項

ア 受験生には受験場内におけるマスクの着用<sup>※5</sup>を義務付け、未所持者にはマスクの提供を行う。

イ マスク着用が困難な受験生は、あらかじめ中学校長から高等学校へ連絡があったことを確認し、別室で受験させる。

ウ 受験場の入口には速乾性アルコール製剤を配置する。受験場への入退室の際には手指消毒を徹底させる。

※5 着用するマスクは、不織布のものを推奨する。

#### ④ 試験監督者等の注意事項

- ア 試験監督者や面接担当者等においては、マスクを着用<sup>※6</sup>し、必要に応じてフェイスシールド等を着用する。
- イ 別室の試験監督については、換気の徹底に加え、マスクの常時着用、手指消毒をこまめに行う等、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じることで感染リスクの低下に努めること。
- ウ 別室の監督においては、監督業務に支障が生じない範囲であれば、試験場の出入口等で監督することもやむを得ないこととする。
- エ 別室が増えることにより、1試験場に複数名の監督者を配置できない場合は、2試験場に3名の監督者を配置する等の措置もやむを得ないこととする。  
ただし、試験場での学力検査問題用紙の配付及び解答用紙の回収は、複数名で行うこと。
- オ この他、使い捨て手袋を着用する等、各高等学校の選抜形態に応じて対策を講じること。

※6 受験生と同様、着用するマスクは、不織布のものを推奨する。

#### ⑤ 引率者・保護者控室について

- ア 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、引率者・保護者控室を設置しなくてもよい。  
なお、この場合、該当高等学校はホームページ等により周知を図ること。

### (3) 検査後の対応

- ① 試験終了後、使用した教室を消毒する。ただし、72時間以上使用しない場合、特に消毒は必要ない。
- ② 試験日が連続し、座席利用者が異なる場合には、当日の試験終了ごとに消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液を希釈したものや界面活性剤も可。）を使用した拭き取りを行う。

### 5 合格者発表等における新型コロナウイルス感染症への対応について

各高等学校において3月14日（月）正午以降に行われる合格者発表、その後の合格通知書交付、簡易開示では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入学者選抜と同様にマスク着用を徹底し、次の（1）～（4）のとおり適切に実施する。

#### (1) 合格者発表について

- 従来通り、各高等学校の敷地内での掲示とするが、掲示場所を複数にするなどして、受験生等が密集しないようにする。  
なお、県教育委員会の合格者一覧ウェブサイトでも発表する。

#### (2) 合格通知書交付について

- 従来通り、合格者へ手渡しするが、交付場所を増やすなどして、受験生等が密集しないようにする。

### (3) 簡易開示について

令和3年12月3日付け3教高第1324号で通知したとおり、実施場所や控室等を複数設置するなどして、受験生等が密集しないよう、各校において工夫する。

### (4) 合格者発表等において受験先高等学校へ行くことができない者について

① 上記2の「受験できない者」に該当する受験生は、合格者発表、合格通知書交付、簡易開示においても、受験先高等学校へ行くことはできない。

この場合、当該受験生の保護者は合格通知書の受領について、中学校を通して受験先の高等学校へ連絡する。連絡を受けた高等学校は、合格通知書の受領の方法について、中学校を通して当該受験生へ指示する。

② 上記2の「受験できる者」のうち②に該当する受験生（無症状の濃厚接触者で、受験できる者）に対しては、他の受験生等との接触を避け、別室で合格通知書の交付、簡易開示を実施する。

この場合、当該受験生の保護者は事前に中学校を通して受験先高等学校へ連絡する。

## 6 その他

### (1) 後期選抜のみに出願しようとしていた受験生について

後期選抜のみに出願しようとしていた受験生が、後期選抜出願の時点で後期選抜実施日に【**受験できない者**】に該当すると判明している場合でも、後期選抜への出願手続きを行った上で、新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程への出願手続きを行う。

### (2) 各高等学校における新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程及び新入生オリエンテーションの実施について

各高等学校の新入生オリエンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程の実施日と異なる日に実施することが望ましいが、新入生オリエンテーションによる受験生への影響など、入学者選抜の実施を阻害する要因を排除できる場合、高等学校長の判断により、新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程の実施日に新入生オリエンテーションを実施できるものとする。

### 関連資料

別紙1・・・健康状態チェックリスト

別紙2・・・新型コロナウイルス感染症への対応の流れ（フローチャート）

別紙3・・・受験生、保護者の皆様へ

別紙4・・・令和4年度高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応についてQ&A